

○茅ヶ崎市立公民館条例施行規則

昭和 55 年 3 月 31 日
教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茅ヶ崎市立公民館条例(昭和 55 年茅ヶ崎市条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 13 教委規則 4・一部改正)

(休館日)

第 2 条 条例第 3 条の規定による休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。

(2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日を開館しないことができる。

(平 12 教委規則 1・全改、平 13 教委規則 4・旧第 3 条繰上・一部改正)

(開館時間)

第 3 条 条例第 3 条の規定による開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(平 13 教委規則 4・追加)

(使用の申請等)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定により使用の承認を受けようとする者は、茅ヶ崎市立公民館使用申請書により教育委員会に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、使用日の属する月の 2 月前の月の初日から使用日の 5 日前までにおける開館日の午前 9 時から午後 5 時まで提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の規定による申請があった場合において、使用の承認をするときはその旨を、使用の承認をしないときはその旨及び承認をしない理由を、茅ヶ崎市立公民館使用決定書(以下「使用決定書」という。)により申請者に通知するものとする。

4 茅ヶ崎市立公民館(以下「公民館」という。)の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、公民館を使用する際に使用決定書を関係職員に提示しなければならない。

(昭56教委規則10・一部改正、昭63教委規則5・旧第7条繰下、平2教委規則3・旧第8条繰上、平9教委規則2・平10教委規則2・一部改正、平13教委規則4・旧第6条繰上・一部改正)

(使用の取消し)

第5条 使用者は、公民館の使用を取り消そうとするときは、茅ヶ崎市立公民館使用取消届に使用決定書を添えて教育委員会に提出しなければならない。前条第2項の規定は、この場合について準用する。

(平13教委規則4・追加)

(使用の内容の変更申請)

第6条 使用者は、条例第7条の規定により使用の承認を受けた内容の変更をしようとするときは、茅ヶ崎市立公民館使用変更申請書に使用決定書を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 第4条第2項本文及び第3項の規定は、前項の規定による変更の申請について準用する。この場合において、同条第3項中「茅ヶ崎市立公民館使用決定書(以下「使用決定書」という。)」とあるのは「茅ヶ崎市立公民館使用変更決定書」と読み替えるものとする。

(平13教委規則4・追加)

(使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、条例第8条の規定により使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を中止させるときは、茅ヶ崎市立公民館使用取消・制限・中止決定書により、遅滞なくその旨及び理由を当該使用者に通知しなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

(昭63教委規則5・旧第8条繰下、平2教委規則3・旧第9条繰上、平13教委規則4・全改)

(特別の設備等の承認)

第 8 条 使用者は、条例第 11 条の規定により特別の設備をしようとするとき又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、茅ヶ崎市立公民館特別の設備等申請書に当該特別の設備又は備付けの器具以外の器具(以下「特別の設備等」という。)に係る仕様書、図面その他必要な書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 第 4 条第 3 項の規定は、前項の規定による特別の設備等の申請があった場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「茅ヶ崎市立公民館使用決定書(以下「使用決定書」という。)」とあるのは「茅ヶ崎市立公民館特別の設備等決定書」と読み替えるものとする。

3 条例第 11 条の規定により特別の設備等の承認を受けた者は、当該特別の設備等に要する費用の全額を負担しなければならない。

(昭 63 教委規則 5・旧第 9 条繰下、平 2 教委規則 3・旧第 10 条繰上、平 13 教委規則 4・全改)

(使用者等の遵守事項)

第 9 条 使用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認を受けた施設及び附属設備(以下「施設等」という。)以外のものを使用しないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 承認を受けた特別の設備等以外のものを設備し、又は使用しないこと。
- (4) 指定された場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (5) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (6) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) その他関係職員の指示に従うこと。

(昭 63 教委規則 5・旧第 10 条繰下、平 2 教委規則 3・旧第 11 条繰上、平 13 教委規則 4・一部改正)

(使用後の報告)

第 10 条 使用者は、条例第 12 条の規定により施設等を原状に回復したときは、直ちにその旨を関係職員に報告し、その確認を受けなければならない。

(平 13 教委規則 3・追加)

(損傷等の届出)

第 11 条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(平 13 教委規則 3・追加)

(審議会の会長及び副会長)

第 12 条 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 13 教委規則 3・追加)

(会議)

第 13 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 13 教委規則 3・追加)

(庶務)

第 14 条 審議会の庶務は、教育推進部社会教育課において処理する。

(平 13 教委規則 3・追加、平 22 教委規則 3・一部改正)

(委任)

第 15 条 前 3 条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 13 教委規則 3・追加)

(補則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(昭 63 教委規則 5・旧第 11 条繰下、平 2 教委規則 3・旧第 12 条繰上、平 13 教委規則 4・旧第 10 条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年教委規則第 10 号)

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年教委規則第 5 号)

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年教委規則第 5 号)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第 10 号)

この規則は、平成元年 6 月 4 日から施行する。

附 則(平成 2 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年教委規則第 2 号)

この規則は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年教委規則第 2 号)

この規則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 1 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年教委規則第 4 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

6 この規則の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市立図書館運営規則、茅ヶ崎市立公民館条例施行規則、茅ヶ崎市民ギャラリー条例施行規則、茅ヶ崎市青少年会館条例施行規則、茅ヶ崎市青少年の家条例施行規則、茅ヶ崎市体育館条例施行規則及び茅ヶ崎市屋内温水プール条例施行規則の規定により使用の手続をしたものは、改正後の茅ヶ崎市立図書館運営規則、茅ヶ崎市立公民館条例施行規則、茅ヶ崎市民ギャラリー条例施行規則、茅ヶ崎市青少年会館条例施行規則、茅ヶ崎市青少年の家条例施行規則、茅ヶ崎市体育館条例施行規則及び茅ヶ崎市屋内温水プール条例施行規則の相当規定により使用の手続をしたものとみなす。

附 則(平成 22 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。